

幼児教育・保育の無償化について
～子育てのための施設等利用給付の対象事業～

※利用料の償還払いを受けるためには申請・請求が必要になります。

利用区分	該当施設例	対象者	無償化の対象となるもの	無償化上限 （日額）	無償化上限 （月額）	算定方法	申請書及び 請求書提出先
認可保育所 認定こども園（保育認定）	やしろ保育園 つくし保育園 たかはたこども園 なかよしこども園 なごみこども園 まつかわ幼稚園 にじいろこども園	住民税非課税世帯の0～2歳児	教育・保育利用料	なし	なし	教育・保育利用料の全額	提出の必要なし（最初から利用料 が0になります）
		3歳児から5歳児					
認定こども園（教育認定）	たかはたこども園 なかよしこども園 なごみこども園 まつかわ幼稚園 にじいろこども園	満3歳児	教育・保育利用料	なし	なし		
		3歳児から5歳児					
		住民税非課税世帯の満3歳児	預かり保育料	450	16,300	・預かり保育利用料として施設に支 払った額 ・450×預かり保育利用日数 いずれか低い方の額	各幼児施設（高畠町内施設のみ） 高畠町福祉こども課（町外施設）
		3歳児から5歳児		11,300	※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定		
施設型給付を受ける幼稚園		満3歳児	教育・保育利用料	なし	なし	教育・保育利用料の全額	提出の必要なし（最初から利用料 が0になります）
		3歳児から5歳児					
		住民税非課税世帯の満3歳児	預かり保育料	450	16,300	・預かり保育利用料として施設に支 払った額 ・450×預かり保育利用日数 いずれか低い方の額	各幼児施設（高畠町内施設のみ） 高畠町福祉こども課（町外施設）
		3歳児から5歳児		11,300			
新制度未移行幼稚園		住民税非課税世帯の満3歳児	施設利用料	450	25,700	※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定	
		3歳児から5歳児					
認可外保育施設	院内保育所 企業主導型保育所	住民税非課税世帯の0歳～2歳児	施設利用料	なし	42,000	施設に支払った額 ※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定	各幼児施設（高畠町内施設のみ） 高畠町福祉こども課（町外施設）
		3歳児から5歳児	37,000				
一時預かり事業	各保育所、認定こども園、幼稚 園	住民税非課税世帯の0歳～2歳児	施設利用料		42,000		高畠町福祉こども課
		3歳児から5歳児	37,000				
病児保育事業	高畠町病児保育施設	住民税非課税世帯の0歳～2歳児	施設利用料		42,000		
		3歳児から5歳児	37,000				
ファミリー・サポート・セン ター事業	屋内遊戯場もつくる内高畠町 ファミリー・サポート・セン ター	住民税非課税世帯の0歳～2歳児	施設利用料		42,000		
		3歳児から5歳児	37,000				
十分な預かり保育事業が実施 されていない認定こども園 （教育認定）、幼稚園を利用 し、かつ認可外保育所を利用 する場合		住民税非課税世帯の満3歳児	施設利用料	450	16,300	・預かり保育利用料として認可施設に 支払った額 ・450×預かり保育利用日数 いずれか低い方の額と 認可外施設に支払った額の総額	
		3歳児から5歳児		11,300	※月額上限額以上の場合は月額上限額 ※月ごと算定		